

補助金調書

補助金名	産休等代替職員補助金(養護老人ホーム等)			担当課 (連絡先)	福祉局高齢社会部事業者指導課 (TEL 711-4319)
交 付 先	団 体	民間社会福祉施設		区 分	その他の補助金
交付先決定方法	公 募	(公募の場合) 公募時期		令和7年4月1日～令和8年3月31日	
(公募の場合) 応募要件	出産又は傷病のため、長期間にわたって職員が休暇を必要とする場合において、代替職員を任用する養護老人ホーム及び軽費老人ホーム				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	昭和52	年 度	経過年数	49	年 度
補助金の目的 及び 補助対象事業	出産又は傷病のため、長期間にわたって職員が休暇を必要とする場合において、代替職員を任用する養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対し、市がその所要経費を予算の範囲内において負担することにより、職員の母体の保護や療養の保障を図り、入所している高齢者の処遇を確保することを目的とする。				
補助金の終期	令和10	年 度	延長回数	3	回
終期を延長する理由	市が施設への補助を行うことで、職員の母体の保護及び療養の保障を図りつつ、施設における高齢者の処遇を確保することに寄与しているため。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定 額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・産休：産前8週目～産後8週 ・病休：31日以上傷病の時に31～90日目までの期間に必要な期間(上限60日) <補助単価> 日額 7,936円			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	- 件	- 件	1 件	
	377 千円	- 千円	- 千円	348 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	令和6年度申請なし。				
補助金交付 による効果	出産又は傷病により長期休暇に入る職員が安心して出産又は病気療養を行える環境を確保するとともに、当該職員が長期休暇に入った以降も、良質な入所者処遇を確保する。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。